

1 件名	川岸学園構想に係る建築関連法規の相談
2 日時	令和5年10月13日(金)13時30分～14時30分
3 場所	諏訪建設事務所 建築課
4 出席者	諏訪建設事務所建築課 山岸主任 川岸学園設立準備室 新村主幹、古内
5 相談内容	<p><b>&lt;確認事項①&gt;敷地の設定</b></p> <p>市:義務教育学校及び認定子ども園を用途上不可分とした1敷地の設定で問題ないか。      県:一般的には、建築基準法上、可分な用途と考えられるが、本計画建物特有の不可分要素はあるか。      市:学園構想において、小1プロブレムの緩和を解消することを目的に、ハード整備では、認定子ども園と小学校(小学部)を一体的に整備するほか、ソフト面でも異年齢の子どもたちが交流する環境の構築を考えている。      県:承知した。それであれば、用途上不可分であり、1敷地の設定で問題ない。</p> <p><b>&lt;確認事項②&gt;土砂災害レッドゾーン解除前の整備工事(レッドゾーン内の増築等)</b></p> <p>市:現在、当該レッドゾーンについては、諏訪建設事務所整備課に解除に向けて要望を上げており、事業化に向けて協議中である。但し、レッドゾーンの解除は本学園構想の整備スケジュール以降となる見込であるが、レッドゾーンが解除されることを前提とした設計、工事実施は可能か。      県:レッドゾーン範囲内の増築等を、ゾーン解除を前提とした建物構造で建築確認済とする事は不可。      市:レッドゾーンに当たらない範囲で増築等した場合、現在レッドゾーンに掛かっている建物個所については、既存不適格として不問で良いか。(特別教室棟:用務員室、第二理科室)      県:工事の規模による(別添、参考資料)。本計画で想定される工事規模は、当該構造規定の既存不適格扱いとならず、該当箇所についても法に適合させる事が必要。      市:レッドゾーンに掛かっている部分が居室でなければ不問で良いか。      県:本規定は居室を有する一体の建物として捉える為、該当箇所が居室でなくても法に適合させる事は必要。  <b>※適合方法:①該当となる既存サッシを必要な高さ、厚さのコンクリート壁等に改修      ②レッドゾーンに掛かっている建物個所を部分的に解体</b></p> <p><b>&lt;確認事項③&gt;土砂災害防止法に基づく特定開発行為について</b></p> <p>市:本構想内で想定している認定子ども園は土砂災害防止法施行令第6条の制限用途に該当する。法10条に基づく特定開発行為について適用の是非を伺いたい。      県:所管が諏訪建設事務所維持管理課であり、そちらに確認願いたい。      ※維持管理課にメールにて問い合わせ中。10/26:TELにて回答有り。      新たに整備する施設がレッドゾーンに干渉しなければ特定開発行為には該当しない。</p> <p><b>&lt;確認事項④&gt;共同給食室の工場扱いについて</b></p> <p>市:本計画で想定される共同給食室は給食センターのような工場とはならないと考えて良いか。      県:問題ない。他敷地、他施設への配送、配食等がなければ、1敷地内の調理室として扱う。</p>